

|       |  |    |  |       |             |  |     |       |          |  |  |
|-------|--|----|--|-------|-------------|--|-----|-------|----------|--|--|
| 受理年月日 | 平成25年12月16日  |    |  | 付託年月日 | 平成25年12月17日 |  |     | 所管委員会 | 第3委員会    |  |  |
| 番号    | <b>25年請願 第22号</b>  |    |  |       |             |  |     |       |          |  |  |
| 件名    | 日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業の実施について  |    |  |       |             |  |     |       |          |  |  |
| 請願者   | 博多区神屋町9-20-304<br>福岡・築港日雇労働組合<br>委員長 鈴木 正昭   |    |  |       |             |  |     |       |          |  |  |
| 紹介議員  | 荒木、綿貫、熊谷   |    |  |       |             |  |     |       |          |  |  |
| 分割付託  | なし   |    |  |       |             |  |     |       |          |  |  |
| 要旨    | <p>福岡市では、リーマン・ショックの翌2009年1月に、野宿を余儀なくされる労働者の数が過去最大に膨れ上がりました。厚生労働省の調査結果では969人と、全国一の増加率となりました。住居がなくても生活保護を支給するという国の方針と相まって、その年の3月から、本市における生活保護の受給要件が大幅に緩和されました。その後の2年余りで3,000人を超す野宿の労働者が生活保護を受給しています。</p> <p>こうした状況下、福岡・築港日雇労働組合は毎年2回、夏と冬に、日雇い・野宿の労働者（生活保護を受給した元日雇い・野宿の労働者を含む）へのアンケート調査を行っています。2009年には90%余りの労働者が、生活保護より仕事を求めていました。今年8月の調査でも75%の労働者が生活保護より仕事が欲しいという回答を寄せています。割合が減っているのは、高齢化が進んでいることが原因と考えられます。それでもこれだけの人がそのように回答しているのです。</p> <p>こうした声を受けて私たちは、2009年年頭より、福岡市に対して公的就労対策事業の実施を求めて、毎月のように要望書提出を行っています。しかし、福岡市からの回答は、今日に至るまでありません。</p> <p>日雇い・野宿の労働者の多くは、長年にわたり、土木・建築の現場や港湾荷役などの肉体労働に従事していました。事務作業などとは縁の遠い労働者です。昨年1月の厚生労働省のホームレスの実態に関する全国調査では、野宿を強いられている人の50%が、最終学歴が中学卒業ということです。しかも日雇い・野宿の労働者の多くは高齢者です。こうしたことから、日雇い・野宿の労働者にできる仕事は、おのずと限られてきます。新たに、技能を習得して別の職種に就労することも、極めて困難です。さらに、就労できたとしても、今度は、賃金の支払い形態の問題が立ちはだかることがあります。労働者のほとんどは、賃金日払いという形態の中で長く暮らしてきました。蓄えもなく、その日の収入がなければ、食事をとることすら困難な状態を余儀なくされます。雇用創出事業を受注した業者が現在行っているようなら、15日後、1ヶ月の支払いを待つわけには到底いきません。それまでに飢え死にです。</p> <p>市の歩道のあちこちには吐き捨てられたガムが黒くこびりついています。歩道や植え込みには雑草が伸び、ごみが落ちています。カラスがごみ袋を破って食い散らかしたごみが放置されている場面も多く目にします。中洲周辺やイベント会場周辺でも、こうした状態が目立ちます。秋には踏みつぶされたギンナンの実が異臭を放ち、台風後の路上には折れた枝が散乱しています。来日した方々が真っ先に目にする港周辺の清掃も行き届いているとは言いたい状態です。港には委託を受けた業者が入っていますが、彼らだけでは手が回らないというのが、実情ではないでしょうか。また、青果市場や魚市場など、市関連の施設の清掃なども、委託された業者だけでは手が回らないために、印象としてはかなり汚いように見受けられます。</p> <p>このような問題を解決すること、そのために日雇い・野宿の労働者に仕事を提供すること。それは、決して予算のばらまきでも無駄遣いでもないはずです。それどころか、極めて有効・有益な事業であると考えます。市内全域の側溝の掃除をするだけでも、仕事は確保されるのではないかでしょうか。外国では、資源ごみの仕分け作業をホームレスの人たちに任せている自治体もあると聞き及んでいます。</p> <p>既に東京都の山谷や、大阪の釜ヶ崎という日雇い労働者の街では、その慢性的な失業状態を緩和するために、公的に創出された特別就労事業や高齢者特別清掃事業などの軽作業が実施されています。丸々1日8時間の就労形態ではありません。それでも、労働者が働き、生きていく上で、欠くことのできないものとなっています。私たちが求めている公的就労対策はこのような事業です。</p> <p>生活保護より仕事、働いて暮らしたいと願う日雇い労働者が生きていくには、目下のところ、公的就労対策事業以外にありません。生活保護を受給した上で仕事を探しあぐねている労働者には、生活保護と公的就労対策事業を組み合わせることで、就労の道を開くことができます。</p> <p>違法な人材派遣業者である人夫出しや手配師の紹介で、福島原発事故処理の仕事などに、本市内からも、日雇い・野宿の労働者が送り込まれています。日雇い・野宿の労働者は昔から、原発の定期点検等の被曝労働に従事していました。その危険性を知られることもなく、楽で割のいい仕事と思わされ働くかけてきたのです。子どもをつくる可能性がないから、どこで野たれ死んでも、被曝が原因かどうかわからないからという理由で、使い捨てられてきたのです。福島第一原発事故以降、このような実態はようやく多くの人々の知るところとなりました。日雇い・野宿の労働者に仕がないことが、このような危険な被曝労働に追いやることにもつながっているのです。</p> <p>本市は、みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市、人権のまちを標榜しています。ならば、日雇い・野宿の労働者が例外扱いされない施策が実行されるべきと考えます。野宿の労働者が生み出される根本原因は、失業問題、雇用問題です。よって、以下の事項を請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業を実施すること。</li> <li>2. 同事業を福岡県との共同事業として行うこと、またそのために福岡県に対して必要な働きかけを行うこと。</li> <li>3. 同事業を実施するに当たっては、日雇い・野宿の労働者の生活実態に合わせて、①築港を集合場所とすること、②輪番制の実施、③賃金の日払い、④作業現場への送り迎え、⑤日雇い雇用保険の適用と被保険者手帳の作成を行うこと。</li> </ol> |    |  |       |             |  |     |       |          |  |  |
| 審査年月日 | 平成 年 月 日   | 結果 |  |       |             |  | 委員会 |       | 平成 年 月 日 |  |  |
|       | 平成 年 月 日   |    |  |       |             |  | 本会議 |       | 平成 年 月 日 |  |  |
|       | 平成 年 月 日   |    |  |       |             |  |     |       | 平成 年 月 日 |  |  |

2013年12月16日

福岡市議会議長

森 英鷹 様

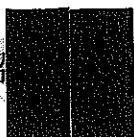
請願者

〒812-0022

福岡市博多区神屋町9-20-304

福岡・築港日雇労働組合

委員長 鈴木正昭



## 請願の趣旨

### 1、はじめに

福岡市博多区の築港の一角に、「寄せ場」と呼ばれる所があります。土木・建築・港湾荷役などの関係業者が日雇い仕事の求人に訪れ、これに応募するために日雇い・野宿の労働者たちが、まだ日の昇らぬ早朝から集まる場です。

その築港の「寄せ場」に、2007年には80社近くの業者が来ていました。ところが「リーマン・ショック」以降、求人に訪れる業者が激減し、現在では、3~4の業者がやって来るだけという状態になってしまいました。それも毎のことではありません。時折やって来るだけという状態です。

「寄せ場」で仕事を得ることが困難になった労働者の多くは、現在、アルミ缶の回収によって糊口をしのいでいます。福岡市の昨年1月の調査では、「仕事をしている」という野宿の労働者の実に92・3%が「廃品回収」に従事していると答えています。ところがいま福岡市は、こうした労働者が「生きていくための唯一の収入源」とも言えるアルミ缶回収まで、条例によって禁止しようとしています。労働者に「死ね」と言うに等しいこの動きに、私たちは強い憤りを覚えます。

しかしながら、もし福岡市がこのような動きをやめたところで、問題は何も解決しません。「働くにも仕事がない」という厳しい状況に変わりはないからです。必要なのは仕事です。「体が動くうちは働いて暮らしたい」と願う多くの日雇い・野宿の労働者の切実な声に応える施策です。

これについて福岡市は、必要な対策は講じていると言うでしょう。しかし、日雇い・野宿の労働者の場合、「生活保護制度の拡充」をはじめとした「ホームレス対策」一般や、あるいは「雇用対策事業」一般では、決して対処できない問題があります。日雇い・野宿の労働者に特化した公的就労対策がぜひとも必要です。

### 2、生活保護一辺倒の施策では何も解決しません。公的就労対策の実施こそが必要です。

福岡市では、「リーマン・ショック」の翌2009年1月には、野宿を余儀なくされる労働者の数が過去最大に膨れ上りました。厚生労働省の調査結果では969人と、全国一の増加率となりました。「住居がなくても生活保護を支給する」という国の方針とあいまって、その年の3月から、福岡市における生活保護の受給要件が大幅に緩和されました。その後の2年余りで3000人を超す野宿の労働者が生活保護を受給しています。

こうした状況下、福岡・築港日雇労働組合は毎年二回、夏と冬に、日雇い・野宿の労働者（生活保護を受給した元日雇い・野宿の労働者を含む）へのアンケート調査を行なっております。2009年には90%余りの労働者が、「生活保護より仕事」を求めていました。今年の8月の調査でも、75%の労働者が「生活保護より仕事がほしい」という回答を寄せていました。割合が減っているのは、高齢化が進んでいることが原因と考えられます。それでも、これだけの人がそのように回答しているのです。

こうした声を受けて私たちは、2009年年頭より、福岡市に対して公的就労対策事業の実施を求めて、毎月のように要望書提出を行なっています。しかし、福岡市からの回答は、今日に至るまでありません。

「生活保護制度の拡充」は確かに必要です。しかし、生活保護一辺倒の施策では、「生活保護より仕事がほしい」という労働者の願いに応えることはできません。生活保護を受給しているものの「体が動くうちは働いて暮らしたい」と願う労働者の声に応えるものとはなりません。

生活保護を受給したとたんに、急激に老けこんで死んでいった労働者や、自殺をした労働者が数多くいることを、私たちは知っています。正確な人数は保護課が把握していることでしょう。生活保護受給者の自殺率は、全国平均の倍以上という統計もあります。人に社会とのつながりを意識させ、生きる意欲を提供する最も大きな要素、それは「仕事」です。生活保護を受給した日雇い・野宿の労働者たちが、次第に勤労意欲ばかりか、生きる意欲まで失い、孤独死していくという状況を、これ以上放置することはできません。

### 3、「雇用創出事業」では解決しません。日雇い・野宿の労働者に特化した就労対策が必要です。

日雇い・野宿の労働者の多くは、長年にわたり、土木・建築の現場や港湾荷役などの肉体労働に従事してきました。事務作業などとは縁の遠い労働者であります。昨年1月の厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査」では、野宿を強いられている人の50パーセントが、最終学歴は中学卒業ということです。しかも日雇い・野宿の労働者の多くは高齢者です。こうしたことから、日雇い・野宿の労働者にできる仕事は、自ずと限られてきます。新たに、技能を修得して別の職種に就労することも、きわめて困難です。

福岡市は毎年、国の「基金事業」における「交付金」等を使い、「雇用創出事業」などを実施してきましたが、その事業内容はといえば、「ホームページや広報などの情報発信力の向上を図る」「資料等を電子データ化する」「調査・カルテを作成する」などなど、多くはパソコンを使った集計作業や調査などで、日雇い・野宿の労働者には手が出ないものです。わずかに日雇い・野宿の労働者ができそうな草刈・清掃などの仕事があったとしても、それはシルバー人材センターなどが選考・採用することになっており、またその求人規模も小さく、日雇い・野宿の労働者が入る余地はほとんどありません。

そもそも、「雇用創出事業」の場合、ハローワークを通じた紹介、あるいはシルバー人材センターへの登録などが前提になっています。しかし、そのことが日雇い・野宿の労働者の就労を困難にしています。日雇い・野宿の労働者の多くが「連絡先を持たない」ということが、一番の大きな問題としてあります。連絡先がなければ、どこも雇い入れてはくれません。登録もできません。

さらに、就労できたとしても、今度は、賃金の支払い形態の問題が立ちはだかるになります。労働者のほとんどは、「賃金日払い」という形態のなかで長く暮らしてきました。蓄えもなく、その日の収入がなければ、食事をとることすら困難な状態を余儀なくされます。「雇用創出事業」を受注した業者が現在行なっているような、15日後、1ヶ月の支払いを待つわけには到底いきません。それまでに飢え死にです。

遠い現場までの交通費も交通手段もないなどの事情も加わり、市が実施している「雇用創出事業」は、日雇い・野宿の労働者にとって、ほとんどまったく手の出ないものとなっているのです。

#### 4、公的就労対策事業として取り組むべき有効・有益な仕事はたくさんあります。

福岡市は、「観光都市」「国際交流都市」を掲げ、実際、海外から多くの観光客や留学生などを迎え入れています。しかし、多くの外国人を迎え入れ、快適に滞在してもらうために不可欠な街の清掃・美化など、環境整備については、大きく遅れていると痛感せざるをえません。

市内の歩道のあちこちには、吐き捨てられたガムが黒くこびりついています。歩道や植え込みには雑草が伸び、ゴミが落ちています。カラスがゴミ袋を破って食い散らしたゴミが放置されている場面も多く目にします。中洲周辺やイベント会場周辺でも、こうした状態が目立ちます。秋には踏みつぶされた銀杏の実が異臭を放ち、台風後の路上には折れた枝が散乱しています。来日した方々が真っ先に目にする港周辺の清掃も行き届いているとは言いがたい状態です。港には委託を受けた業者が入っていますが、彼らだけでは手が回らないというのが、実情ではないでしょうか。また、青果市場や魚市場など、市関連の施設の清掃なども、委託された業者だけでは手が回らないために、印象としてはかなり汚いように見受けられます。

市内の側溝について、まったく清掃をしない所がほとんどであるということも、市の関係部署から聞いています。市役所付近の側溝でさえ、近くを歩けば異臭が鼻を突く状態です。今年は特に全国的な台風や大雨の影響で大規模な冠水がありましたが、側溝にゴミが詰まって起きた例も多いという報道もありました。

このような問題を解決すること、そのために日雇い・野宿の労働者に仕事を提供すること。それは、決して予算の「バラマキ」でも「無駄使い」でもないはずです。それどころか、きわめて有効・有益な事業であると考えます。市内全域の側溝のそうじをするだけでも、仕事は確保されるのではないでしょうか。外国では、資源ゴミの仕分け作業をホームレスの人たちにまかせている自治体もあると聞き及んでいます。作る気になれば、仕事はいくらでもあるはずです。

すでに東京都の山谷や、大阪の釜ヶ崎という日雇い労働者の街では、その慢性的な失業状態を緩和するために、公的に創出された「特別就労事業」や「高齢者特別清掃事業」などの「軽作業」が実施されています。丸々1日8時間の就労形態ではありません。それでも、労働者が働き、生きていく上で、欠くことのできないものとなっています。私たちが求めている公的就労対策は、さしあたり、このような事業です。それを、東京や大阪でできて、福岡でできないはずがありません。

#### 5、さいごに

「生活保護より仕事」「働いて暮らしたい」と願う日雇い労働者が生きていくには、目下のところ、公的就労対策事業以外にありません。生活保護を受給した上で仕事を探しあぐ

ねている労働者には、生活保護と公的就労対策事業を組み合わせることで、就労の道を開くこともできます。

違法な人材派遣業者である人夫出しや手配師の紹介で、「福島原発事故処理の仕事」などに、福岡市内からも、日雇い・野宿の労働者が送り込まれています。日雇い・野宿の労働者は昔から、原発の定期点検等の被曝労働に従事してきました。その危険性を知らされることもなく、「楽で割のいい仕事」と思わされ働くされてきたのです。「子どもをつくる可能性がないから」「どこで野垂れ死んでも、被曝が原因かどうかわからないから」という理由で、使い捨てられてきたのです。福島第一原発事故以降、このような実態はようやく多くの人々の知る所となりました。日雇い・野宿の労働者に仕事がないことが、このような危険な被曝労働に追いやることにもつながっているのです。

福岡市は、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市」「人権のまち」を標榜しています。ならば、日雇い・野宿の労働者が例外扱いされない施策が実行されるべきと考えます。野宿の労働者が生み出される根本原因は、失業問題—雇用問題です。この問題に、福岡市として正面から取り組まることを、強く望むものです。

## 請願事項

- 一、福岡市において、日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業を実施することを求める。
- 一、福岡市において、同事業を福岡県との共同事業として行なうこと、またそのために福岡県に対して必要な働きかけを行なうことを求める。
- 一、同事業を実施するにあたっては、日雇い・野宿の労働者の生活実態に合わせて、①築港を集合場所とすること、②輪番制の実施、③賃金の日払い、④作業現場への送り迎え、⑤日雇い雇用保険の適用と被保険者手帳の作成を行なうことを求める。